

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則六 一―二三）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号イ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員等に関する経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第八条の二第三項の同条第一項、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第十一条の二第三項の同条第一項又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）第十三条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 改正法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第二十条の二第一項の規定により退職した日（旧法第二十八条の三、改正法附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）附則第二条第一項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は改正法附則第四条第一項若しくは第六条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 改正法附則第四条第二項又は第六条第二項の規定による採用（法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第二十二條の四第一項又は改正法附則第四条第二項若しくは第六条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3

改正法附則第四条第二項又は第六条第二項の規定により採用され勤務した後退職した

日の翌日に法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第五條第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四條第二項又は第六條第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の単身赴任手当に関する規則第五條第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。